

(広域連合の名称)

第 1 条 この広域連合は、石川県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第 2 条 広域連合は、石川県内の全市町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

(広域連合の区域)

第 3 条 広域連合の区域は、石川県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第 1 に定める事務については関係市町において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第 5 条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 3 項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第 6 条 広域連合の事務所は、金沢市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第 7 条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、19 人とする。

2 広域連合議員は、関係市町の長又は議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第 8 条 広域連合議員は、関係市町の長及び議会の議員のうちから、各関係市町の議会において 1 人を選出する。

2 関係市町の議会における選挙については、地方自治法第 118 条の例による。

(広域連合議員の任期)

第 9 条 広域連合議員の任期は、関係市町の長又は議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町の長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

- 3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。
(広域連合の議会の議長及び副議長)
第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。
- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。
(広域連合の執行機関の組織)
第 11 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 1 人を置く。
- 2 広域連合に会計管理者を置く。
- 3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。
(広域連合の執行機関の選任の方法)
第 12 条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票によりこれを選挙する。
- 2 前項の選挙は、第 15 条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。
- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。
- 4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。
- 5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。
(広域連合の執行機関の任期)
第 13 条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4 年とする。ただし、関係市町の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。
(補助職員)
第 14 条 第 11 条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。
(選挙管理委員会)
第 15 条 広域連合に選挙管理委員会を置く。
- 2 選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4 年とする。
(監査委員)
第 16 条 広域連合に監査委員 2 人を置く。
- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
(広域連合の経費の支弁の方法)
第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。
(1) 関係市町の負担金

- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他

2 前項第 1 号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第 2 により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第 18 条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、石川県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項及び第 12 条第 5 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 20 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、金沢市内にて行うものとする。

4 平成 19 年 3 月 31 日までの間においては、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。

別表第 1(第 4 条関係)

- 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 5 保険料に関する申請の受付
- 6 上記事務に付随する事務

別表第 2(第 17 条関係)

1 共通経費

項目	負担割合
均等割	10%
高齢者人口割	45%
人口割	45%

2 医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

3 保険料その他の納付金

区分	負担額
高齢者医療確保法第 105 条に定める市町村が納付すべき額	関係市町が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の 3 月 31 日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満 75 歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の 3 月 31 日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。